

人事院勧告等に準じた期末手当の支給割合、議員の報酬、市長・副市長・教育長の給料を改定する関係条例の一部改正です。

●給料・報酬の改定内容

(単位:円)

	特別職	改定前月額	改定後月額	差額
給料	市長	810,000 (40)	843,000 (39)	+33,000
	副市長	686,000 (40)	714,000 (39)	+28,000
	教育長	641,000 (40)	667,000 (39)	+26,000
報酬	議長	372,000 (40)	432,000 (33)	+60,000
	副議長	294,000 (40)	354,000 (40)	+60,000
	常任委員長 議会運営委員長	270,000 (40)	330,000 (40)	+60,000
	議員	266,000 (40)	326,000 (40)	+60,000

()内の数値は県内40市の中での順

《市議会からの要請(6年1月30日)》

議会改革として、議長から市長に対し、議員報酬額の見直しのみを要請しました。



《市特別職報酬等審議会からの答申》詳細は市公式HPに

過去の特別職報酬等の改定状況、人事院勧告に基づく市職員給与の改定状況、物価上昇等の推移、県内他市の特別職報酬等の状況、議員の活動状況等、多岐にわたる分析と協議が行われ、近隣類似団体の議員報酬総月額の住民1人当たり額の最大値、市長給料月額の平均値を根拠に、市長に答申がなされました。

近隣類似団体との比較 (議員報酬)	団体名	議員報酬	住民1人当 議員報酬 ^{※2}	議員定数	年間 活動日数 ^{※3}
	白岡市 (改定後)	326,000円	114.0円	18人	130日
	蓮田市	345,000円	114.0円	20人	126日
	幸手市	353,000円	110.1円	15人	80日
	吉川市	353,000円	98.5円	20人	89日
	3市平均	350,000円 ^{※1}	107.6円	18.3人	98.3日

※1 千円未満四捨五入 ※2 (議長報酬+副議長報酬+ (議員定数-2人) × 議員報酬) ÷ 住民人口 (令和6年1月1日現在)
※3 会期日数と閉会中の委員会・行政視察等の合計 (令和5年実績)

条 例 制 定

議案
第74号 ▶ 可決

教育に関する事務の職務権限の
特例に関する条例

教育委員会所掌のスポーツや文化などの教育に関する事務のうち、市長が管理・執行する事務を定めるため、本条例を制定します。

問 本条例により教育委員会から市長に移管する事務の一部とは具体的に何か。また、市長が管理するメリット等は何か。スポーツ少年団の活動は、健全な青少年育成等の教育的要素が入る。学校開放等、多くの市民が学校



問 市議会議員の報酬月額について、全国市議会議長会が「市長給のおおむね1/2に該当する課長級の給料を最低基準とすることが適当」と結論づけている。本市の課長級の平均給料月額はいくらか。

答 6年4月1日現在の22名の課長級職員の平均給料月額は397,391円である。

反対討論

前回の本条例改正の施行日は次回改選後であった。今回の本条例の施行日は、大山小学校の廃校直後の7年4月1日であり、その日に市長、副市長、教育長、議員の報酬等を年間総額で約2045万円増額する本案に反対だ。

賛成討論

議員報酬見直しにより、志ある多様な人材の参画が期待でき、議会力と市民生活の向上につながると考える。この見直しは、議員総意のもと議会から市長に要請したことである。よって、反対は理不尽極まりない行為であり、議員として議会として責任を持つべきである。

施設・設備を利用している。教育部局との連携が重要になるが、その影響をどう考えるか。

答 生涯学習課が所管している新春マラソン大会や生涯スポーツ普及事業としての各種イベントなどや文化講演会、文化団体連合会の支援が主な業務となる。メリットは、地域振興などの関連事業を機動的かつ一体的に推進できること、デメリットは特になく考える。

一部窓口の変更が生じるため、市民や関係団体の負担とならないよう配慮する。

問 窓口の変更は、どのように周知するのか。

答 広報しらおか、市公式ホームページなど複数の媒体で周知を図っていく。